

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました



障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。(平成28年4月1日施行)

障害者差別解消法 とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ① 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ② 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明*があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

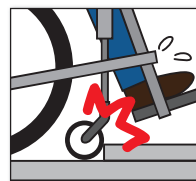


社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① **社会における事物**(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② **制度**(利用しにくい制度など)
- ③ **慣行**(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ **観念**(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法 Q & A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

相談や紛争解決の仕組みについて

障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法 Q & A

Q 行政機関が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？

A その行政機関の苦情相談等窓口等にお申し出ください。

行政機関の職員の対応に問題がある場合などは、まずは、その職員が所属する行政機関の苦情相談等の窓口に申し出ることが考えられます。そのほか、例えば、行政相談委員による行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などに相談することも考えられます。

Q 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

A 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。

雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしています。

協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることをねらいとしています。

● 組織イメージ図



内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

代表:03-5253-2111 Fax:03-3581-0902 ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

障害者施策

検索

1. 条例改正の背景

- 昨年度の全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会の開催によりバリアフリーに係る機運が高まっており、また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、本県においても来年4月に第27回日本パラ陸上競技選手権大会の開催が決定している。
 - ⇒ 競技場の他、広く集客が見込まれる施設のバリアフリー化の必要性がさらに高まっている。

2 条例改正の主な内容

(条例趣旨) 高齢者、障がい者等が円滑に移動できるよう建築物のバリアフリー化に係る基準を規定 (バリアフリー法に基づく上乘せ条例)

<p>(1) 適合義務対象となる建物規模の見直し</p> <p>……障がい者等利用見込の高い用途について見直し、新築等建築物全体の適合率を向上 (60%⇒70%)</p>	
<p>① 主に公共設置となる施設は面積に関わらず全て適合を義務付け 学校(各種・専修学校除く)、劇場、集会場、行政事務所、博物館、美術館、体育館 等</p>	
<p>② 義務付け面積が高く、対象施設数が少なかった施設について義務付け面積を引下げ</p> <p>ホテル、旅館……………1千㎡以上 ⇒ 200㎡以上かつ10室以上</p> <p>運動施設、展示場……………1千㎡以上 ⇒ 500㎡以上</p> <p>飲食店……………200㎡以上 ⇒ 100㎡以上</p> <p>サービス業(クリーニング、レンタル等)……………500㎡以上 ⇒ 100㎡以上</p>	
<p>☆パブコメに基づく修正検討項目…耐震改修で発生する面積増分はカウント外とする</p>	
<p>(2) 障がいの種類等に応じた基準の見直し</p> <p>……障がい者等の移動をさらに円滑にする環境づくり (要望項目の追加、見直し)</p>	
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・<新>一定規模以上の施設の車いす使用者用駐車場に屋根設置を義務付け ・車いす対応エレベーターの設置面積基準の引下げ (2千㎡以上⇒1千㎡以上) ・ホテルの車いす使用者用客室の設置室数の拡大 (50室以上で1室⇒25室以上 200室以下…1/50以上、200室超…1/100+2室以上) ・トイレ内大人用ベッド設置対象用途の拡大、面積基準の引下げ (公共事務所等 2千㎡以上⇒全て、物販店・ホテル等 5千㎡以上⇒2千㎡以上 等) ・面積に関わらず、主要な玄関の段差解消等を義務付け(100㎡以上⇒全て)
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・<新>一定規模以上の施設の敷地内と道路の誘導ブロックとの接続を義務付け ・音声誘導装置の設置面積基準の引下げ (公共事務所等 1千㎡以上⇒全て、物販店 5千㎡以上⇒2千㎡以上 等)
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・<新>ホテル一般客室の一部に火災等を知らせる回転灯等の設置を義務付け ・<新>公共事務所に電光掲示板装置の設置を義務付け
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・<新>一定規模以上の公共事務所、物販店、ホテル等に休憩スペース設置義務付け ・<新>一般トイレの1カ所以上に洋式化を義務付け
子育てオストメイト	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の公共事務所、病院、物販店等で、多目的トイレとは別に一般トイレ内にオムツ替え設備、オストメイト対応設備の1カ所以上設置を義務付け
<p>(3) 既存建築物利活用の際の適用基準他の見直し</p> <p>……空き家、空き店舗等を再活用しやすい基準に見直し</p>	
<p>① 既存建築物(200㎡以下)を用途変更し利活用する場合に一部基準の適用を緩和 トイレの大きさ、階段・廊下寸法、敷地内通路(スロープ等)等の対応困難なもの</p> <p style="text-align: center;">☆パブコメに基づく修正検討項目…玄関の巾を基準適用対象外とすること</p>	
<p>② 工事期間中の代替として設置する仮設建築物(2千㎡以下)を義務付けから除外</p>	
<p>(4) 競技場等に係る基準の追加</p> <p>……オリンピック、パラリンピック開催に関連した新たな国指針の基準を取り込み</p>	
<p>○ 車いす使用者用客席の配置等に係る規定を追加 (通路、階段、スロープ等は既存規定で対応可能)</p>	

障がい者の施策の推進に関する資料

1 所管課

人権・同和対策課

2 事業

(1) 人権施策基本方針の改定

目的・概要

- ・鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき策定する人権施策の基本方針を、社会情勢の変化、人権意識調査（H26.5実施）の結果等を踏まえ改訂する。
- ・「鳥取県人権施策基本方針」は平成9年4月に策定し、平成16年3月に第1次改訂、平成22年11月に第2次改訂を行った。今回の改訂が第3次改訂となる。
- ・現在検討委員会で原案を作成中、来年度5月頃にパブリックコメントを行い、平成28年秋頃完成の予定

(2) ユニバーサルデザイン推進事業

目的・概要

- ・一人ひとりが尊重され、すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発等に取り組む。
- ・小・中・高等学校、特別支援学校等への出前授業、公民館、団体等が主催する研修研究会への出前講座、各種研修会等を開催し、ユニバーサルデザイン及びカラーユニバーサルデザインの普及啓発を行う。

(参考)

- ・ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな違い(一人ひとりの多様性)を尊重して、はじめから誰もが利用しやすいように、製品、建物、環境、サービスなどをデザインすること。
- ・カラーユニバーサルデザインとは、多様な色覚に配慮して、なるべくすべての人に情報が正確に伝わるよう、色の使い方や文字の形などに配慮すること。

(3) 障がい者スポーツ（車いすバスケ）体験教室

目的・概要

- ・障がい者スポーツ団体と連携して、学生を対象にした障がい者スポーツ体験教室（出前講座）を実施し、障がい者への理解を深めるとともに、人と人とのコミュニケーション、相手の立場に立った行動を身につけるなど、様々な人権意識の向上を図る。
- ・対象団体 県内の小学校、中学校、高等学校
- ・実施回数 年6回
- ・対象人数 約20人～30人／回
- ・所要時間 約2時間／回